

# 奈良公園施設魅力向上事業等の支出に係る 住民監査請求の監査結果の概要について

## 1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 平成29年5月29日

### (2) 請求の趣旨

文化財保護法によって開発を規制されている吉城園周辺地区及び高畑町裁判所跡地について、文化庁の審議会の許可を得ずに現状を変更する計画のために実施した各委託事業に係る支出額の合計40,573,920円は不当な支出であり、奈良県知事に対し返還するよう勧告することを求める。

## 2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 平成29年7月26日

### (2) 監査結果

本件請求に係る措置要求は、理由がないものとして棄却する。(一部を却下)

### (3) 理由等

各委託事業に係る支出については、違法性又は不当性は認められない。

(なお、委託事業の支出日から1年以上経過しているものは、却下となった。)